

【事案Ⅱ-14】手術共済金請求

・平成 28 年 1 月 19 日 和解成立

<事案の概要>

腰部脊柱管狭窄症で平成 26 年 7 月入院し、内視鏡下椎弓切除術(以下、「本件手術」)を受けたことに基づく手術共済金の請求。申立人は、本件手術は約款・事業規約上の手術分類「脊椎・骨盤の手術」、手術の種類「腰椎・骨盤手術」に該当し、これに対応する手術共済金は入院共済金日額 1 万円の 20 倍率の 20 万円であると主張し、これに対し共済団体は、本件手術は、手術分類「諸手術」、手術の種類「内視鏡または血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術」(以下、「内視鏡等による手術」)に該当し、この場合の手術共済金は 10 倍率の 10 万円であると主張したことを不服として申立てがあったもの。

<申立人の主張>

本件手術は腰部の手術であるので、約款・事業規約の手術分類「脊椎・骨盤の手術」、手術の種類「腰椎・骨盤手術」にあたり、これに対応する手術共済金は 20 倍率であるから、20 万円を支払え、との判断を求める。

- (1) 共済団体から内規による説明を受けたが、手術の種類が内視鏡等による手術に該当するのは理解できない。
- (2) 「本件手術は、内視鏡等による手術及び腰椎・骨盤手術の双方に該当する」とし、平成 11 年約款・事業規約において、「手術の種類が 2 以上に該当し、その 1 の手術が内視鏡または血管・バスケットカテーテルによる手術であるときは、内視鏡等による手術とするのは問題であり、双方に該当するとするのにも問題である。
- (3) 平成 11 年 4 月の被申立人からのお知らせの中に「契約非更改申出書」がついていて、契約更改しない場合は、「証書を添えて通知する」となっているが、これまで被申立人の担当者・責任者からそのような説明を受けていない。
- (4) 平成 2 年約款・事業規約と平成 11 年約款・事業規約で手術の種類は両年度とも内視鏡等による手術と腰椎・骨盤手術の記述は変わってない。平成 2 年約款・事業規約でも平成 11 年約款・事業規約でも腰椎・骨盤手術に該当し、20 倍率となると考える。
- (5) 共済団体の主張(6)の提案には納得できない。

<共済団体の主張>

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

- (1) 申立人の加入当初の約款・事業規約は平成2年当時のもの（以下、「2年約款・事業規約」）であったが、平成11年に約款・事業規約が改訂され（以下、「11年約款・事業規約」）、契約非更改申出期間内に後記(3)の申出がなかったため、11年約款・事業規約に変更された。したがって、本件手術に係る手術共済金の支払倍率は、11年約款・事業規約により判定されるべきである。
- (2) 上記改訂では、一部、内視鏡を用いた手術について20倍から10倍に縮小した部分があるが、全体として保障範囲を拡大する改訂であり、共済契約者・被共済者の不利益になる契約改訂ではない。
- (3) 上記改訂にあたり、2年約款・事業規約の内容による継続を希望する場合は非更改申出が可能であることを告知していた。申出人は、「契約非更改申出書があったことは、この日まで解らなかった」と弁解するが、紙面を一読すれば、容易に、契約非更改申出の方法があることが理解できるはずである。
- (4) 本件手術は、脊椎を対象とする観血手術であるため、11年約款・事業規約別表の「脊椎・骨盤手術」に該当する。
しかしながら、同じ11年約款・事業規約別表の「適用上の注意事項」但書（以下、「本件但書」）において、「その1つの手術が内視鏡または血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術」の場合は、「内視鏡等による手術」として10倍の支払倍率になるとしている。
本件手術は内視鏡による手術であるから、「適用上の注意事項」の適用対象となる。
- (5) 2年約款・事業規約別表の「適用上の注意事項」において、本件但書のような規定がないため、本件手術は、別表「脊椎・骨盤手術」と「内視鏡等による手術」のいずれにも該当し、「適用上の注意事項」に従い、高い方の支払倍率（「脊椎・骨盤手術」の20倍）が採用される。
- (6) 本件紛争の早期解決の観点から、申立人が希望すれば、平成11年4月以降も2年約款・事業規約の内容で本件終身共済契約の内容を確定することとし、本件手術に係る手術共済金をこれによって支払うものとする機会を提供する。

＜裁定の概要＞

11年約款・事業規約の解釈として本件手術につき本件但書を適用するものとすることの是非、および2年約款・事業規約から11年約款・事業規約への更改手続の有効性にかかる審議を踏まえ、審議会より両当事者に対して和解の打診を行い、被申立人が申立人に対して和解金を支払うことで両当事者合意し、和解契約書の締結をもって解決とした。